

## 世界の法務事情

皆様、3年あまりに亘る、各国法務事情の連載におつきあいいただき、ありがとうございます。この間、世界の法務事情は、刻々と変わっていき、それを皆様にお伝えするのは、資料を集めるのが大変でしたが、私の頭の整理にもなるものでした。

この3年間で、世界は大きく変わろうとしています。リーマンショックの強い波を受けた、2009年、2010年、そしてその回復もままならないまま、欧州債務危機、アジアの春と呼ばれる民衆主導の革命が起きました。また米国の経済成長にかげりが見え、それに呼応するように中国が世界第2位の経済力を背景に、ますます国際社会での影響力を増し、また、1990年代にアジア危機を経験した韓国、ASEAN諸国は其中にあって、安定して経済力をつけてきました。南米もブラジルを中心にワールドカップサッカー、五輪を開催できるまでに成長しています。

このような世界の変化の中、各国の法務事情は、世界開発機構（OECD）などで、その時々、世界の経済発展の為に必要な施策を打ち立てようとしています。最終回では、このような世界的な潮流の中で、注意してウオッチいただきたい、法分野をご紹介したいと思います。

### 1. 外国での贈賄行為

外国で贈賄行為をしてビジネスを獲得するのはアンフェアで、このような行為を罰する国にある企業と、そのような法律を持たない国の企業間では、事業獲得力に大きな差ができる、ロッキード事件に端を発した、1970年代にすでにこのような行為の禁止法（Foreign Corrupt Practices Act）を有する米国、またやはり熱心なドイツなどは、このような法律を持たない、または持ったとしても積極的な法執行をしない国、日本やイギリスを批判してきました。日本では、不正競争防止法に2005年、イギリスではBribery Actに2011年に、かような行為を取り締まる法規が制定されました。日本は法執行が積極的でないと批判に対応し、昨年はこの法律違反で中国の高官に数十万円のバッグを送っていたという事件が立件され、その後もこの法律そのものではありませんが、みなし公務員に対する贈賄事件が2件摘発されました。イギリスでは昨年1月からいよいよ本格捜査がロールスロイス社に対して始められたとのことです。日本で適用された罰金額は、数十万円から数千万円の範囲ですが、米国では1社に8億ドルもの罰金が科された例もあり、その後も罰金額は増額の方で法執行が進められています。

このような法律で恐ろしいのは、外国企業であっても、一定のつながりがあれば、適用されるとしている点です。この分野は引き続き目が離せません。

同じような問題は、独占禁止法の分野でも起こっています。法執行は、会社への罰金だけでなく、個人の収監についても厳しく行われるようになっており、日本企業は、かような行為がなされていたらどうするかについて、早急に方針を立て、これらの問題が潜在的に隠れていないかを、社内、グループ企業内でチェックすることが急務となっています。

## 2. 国際税制

各国は優遇税制を武器に企業誘致を図るといふ、いわば国家の税務当局間での競争が繰り広げられています。これを信じ、かような国に本社機能を移して節税対策を図っていると、元の本社機能があった国から、これは不当な価格移転だとして、多額の延滞税の徴収がなされる。そして OECD が制度枠組みを構築し、各国当局は、このような法執行において得られた企業情報を、他の税務当局と交換するという実務が行われています。税務リスクには、進出当初に十分な専門家の意見を得ることも重要ですが、税務当局の摘発等に対しても、ローカル、日本の専門家に相談して、当局のいうがままではなく、行い得る法的反論はしっかり行うことが肝要です。

## 3. 個人情報保護

各国に進出する場合、それは JV のかたちであれ、単独の行為であれ、その国でも秘密保護の法律については、今後十分な注意を払う必要があります。SNS、インターネットの普及により、情報は簡単に流出してしまいますが、それに対して、厳しい罰則で対応する国々も出てきています。

最後に、国際法務においては、日本の常識は通用しません。違うものなのだと受け入れるところから、その国でのビジネスが始まります。  
長々とお覧いただき本当にありがとうございました。

筆者 弁護士 苗村博子 弁護士法人 苗村法律事務所 代表弁護士

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。